

プロジェクト ASAF 対応

項目 2016 年 6 月開催の IASB 及び FASB 共同ボード会議の状況報告（のれん及び減損）

本資料の目的

1. 本資料は、2016 年 6 月 20 日に開催された国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）の共同ボード会議における、のれん及び減損に関する議論の状況を報告することを目的としている。

IASB 及び FASB の共同ボード会議の目的

2. 2016 年 6 月開催の会議は、IASB 及び FASB の共同の教育セッションとして開催され、IASB 及び FASB のスタッフが、それぞれの次の 2 項目に関するプロジェクトについて前回の共同ボード会議¹（2015 年 9 月）後の状況を報告し、両ボードのメンバーが議論を行った（スタッフによるアジェンダ・ペーパーの概要については別紙に記載している）。意思決定はなされていない。

- (1) 企業結合におけるのれん及びその他の無形資産
- (2) のれんの減損の改善

企業結合におけるのれん及びその他の無形資産

（のれん及び減損に関する定量的な分析について聞かれたコメント）

3. IASB スタッフからの説明の後、2016 年 5 月の IASB ボード会議において当委員会事務局及び EFRAG 事務局が共同で報告したのれん及び減損に関する定量的な分析について、いくつかのコメントがあった²。
 - ・ のれんが費用化されるまでの平均期間が 5 年～72 年との分析について、あくまで平均であって、のれんの中にはそもそもライトオフされる必要のないものもあることから平均期間が長くなっている可能性があることに注意が必要である。
 - ・ 分析ではのれんが爆発的に増えていないように見えるが、調査対象の 2007 年から 2014 年の期間は深刻な危機の時代を含んでおり、この時期にのれんが安定的ということは減損が十分でないことを示している可能性もある。

¹ 2015 年 9 月の共同ボード会議では、IASB 及び FASB は、今後数ヶ月間において引き続きお互いの作業をモニターし、どのように進めるかについて決定するものと決定されている（AP18 第 6 項）。

² IASB スタッフによるアジェンダ・ペーパー18Aにおいて、当委員会事務局及び EFRAG 事務局が共同で報告したのれん及び減損に関する定量的な分析の主なポイントが要約されている。

- ・ のれんが費用化されるまでの平均期間の分析では、のれんの中身が新規の買収により継続的に入れ替わっていることが考慮されていない。また、のれんの減損がどの程度遅れているかを示す分析はなかった。マクロ指標と比較して、のれんの減損の遅れがせいぜい1年程度である可能性もある。現行の制度が全体として機能していないことを示す証拠はない。
- ・ のれんの金額が増加していることや、多くの米国企業において純資産の50%超ののれんが計上されていることに留意する必要がある。買収により のれんが計上されるとともに株価が上がり、その後の買収でより多額ののれんが計上されるというメカニズムは、バブル生成メカニズムに類似している点を警告したい。
- ・ 米国のハイテク企業が多額ののれんを計上しており、のれんが増加していることは理解していたので、FASB側では定量的な分析の結果に驚きは感じていない。

(FASB側の議論)

4. FASBスタッフからの説明の後、FASBのボード・メンバーから主に次の意見が聞かれた。
 - ・ その他の無形資産として計上されているものの中には資産の定義を満たさないと考えられるものが含まれている。FASBにおいて識別可能無形資産の範囲を狭める議論は、そうした「契約に基づくものでなく、かつ、企業全体から分離して売却できない項目」をのれんに含める方向の議論であることを示すことが、関係者の理解に資すると考える。
 - ・ 非公開企業において、特定の無形資産を区別して識別せずのれんに含める選択をしたときは、のれんを償却することが要求される³。公開企業において、特定の無形資産をのれんに含めることと、のれんの償却は必然的にリンクするのか。(スタッフより、一定の関係性はあるが、のれんに含める無形資産の規模にもよるとの説明があった。)
 - ・ 今後の議論ではまず、何の目的で何を測定しようとするのかについて合意すべきである。取得時点で存在していたのれんの事後の価値を測定しようとするの

³ FASBは、2014年12月に公表したASU 2014-18「企業結合 (Topic 805) : 企業結合における識別可能資産の会計処理 (非公開会社協議会 (PCC) のコンセンサス)」において、非公開企業に対し、特定の無形資産 (顧客関連無形資産のうち事業に係る他の資産と独立して売却又はライセンスされることが可能なもの以外、及び、競争禁止契約) を区別して識別せずのれんに含める選択肢を認めた。ただし、当該選択肢を採用する場合、2014年1月に公表されたASU2014-02「無形資産-のれんその他 (Topic 350) : のれんの会計処理 (PCCのコンセンサス)」において設けられているのれんの償却の選択肢を採用することが要求される。なお、のれんの償却の選択肢を採用する場合に、特定の無形資産を区別して識別しない選択肢を採用することは要求されていない。

であれば、価値の減少の測定方法を検討することになるのではないか。何らかの形でのれんが減損を要するかどうかを判定するのであれば、のれんと公正価値を比較する方法を検討することになるのではないか。

- 資産の価値の減少を会計に反映しようとしているのか、のれんの会計処理に係るコストを低減しようとしているのか、いかなる問題を解決しようとしているかについて合意する必要がある。のれんについて利用者から必ず聞く意見は、分析において償却は戻し入れるだろうということである。また、減損には確認的価値があるとの意見も聞く。非 GAAP 指標を増やさないためにも、コストを低減することに注力することが適切ではないか。
- アプローチの方向性を決める前にまず、のれんが経済的に何を表しているのかについて利用者の考えを知る必要がある。個人的には買収後 1~2 年の利益を表すと考えている。
- いかなるアプローチにも反対意見があり、方向性を決めることは難しい。コストの低減は重要であるが、その目的なら即時直接償却が最も適合的であろう。しかし、これは社会的に受け入れられないだろう。
- 個人的には償却派だが、いかなるアプローチにも反対意見があることは理解している。FASB が検討しているアプローチに対する利用者の反応をリサーチすることが必要ではないか。

5. 前項の議論に関し、IASB のボード・メンバーから次の意見が聞かれた。

- FASB における識別可能資産を狭める議論に関連して、近年、顧客データベースの価値が高まっていることを踏まえると、顧客データベースが契約に基づかない無形資産であるからといって、のれんに含めることには懸念がある。(FASB 側から、顧客データベースのように分離して売却できる無形資産までをのれんに含めることを検討しているわけではないとの説明があった。)

(IASB 側の議論)

6. FASB 側の議論の後、IASB のボード・メンバーから主に次の意見が聞かれた。

- 利用者はのれんの減損を予期しているというが、予期されているとしても、作成者からはのれんの減損の計上は望ましくない事象と捉えているとの意見を聞く。そのことは、のれんの減損に情報価値があるということの意味しているのではないか。

- ・ 永久に存続するものはない。償却と減損の組み合わせが適切である。買収時には価値あるものに対して支払いを行うのだから即時直接償却には反対である。FASB ボード・メンバーの間で、非 GAAP 指標の増加につながらないようにすべきとの意見が聞かれたが、非 GAAP 指標は常に存在する。むしろ、明確かつ簡易に非 GAAP 指標を生成できるならば、問題はない。
- ・ IASB と FASB は、減損テストのコストを低減することを目的としているという意味で、概ね同じ問題を解決しようとしていると理解している。(FASB 側から、現在提案しているのれんの減損の簡素化は、減損テストのコストを低減し、IASB における減損テストとの差異を縮小しようとするものであるとの説明があった。)
- ・ のれんについて事後の価値を直接的に測定する方法を検討することが目的であるべきと考える。現行の会計処理の下では、買収時と比較して、デイ 2 以降ののれんの測定値の有用性が低い。現行の米国会計基準におけるのれんの減損テストのステップ 2 が出発点になると考えている。(FASB 側から、デイ 2 以降ののれんの測定値の有用性が低い点について、同意する意見があった。)
- ・ のれんや無形資産の事後の会計処理について変更せず、減損テストの改善を図ることが適切と考えている。FASB が廃止を提案している米国会計基準におけるのれんの減損テストのステップ 2 は、有用性を考慮して選択適用可としてはどうか。
- ・ のれんの即時直接償却に懸念がある。買収初日に多額の即時直接償却費を計上するならば、その費用には情報価値はないのではないか。
- ・ 投資家の分析において、のれんの償却は無視され、のれんの減損は確認的価値しかなく、のれんの計上額は新たに生成された資産に入れ替わっているかもしれないが更新されず有用な金額ではない。即時直接償却は投資家の分析を妨げるわけではないが賛成しない。のれんを財務諸表に計上し、重要な減損損失が生じた際に経営者にアカウントビリティを要求することが対話の手段となるからである。
- ・ IASB と FASB の双方において、のれんの減損損失に情報価値があるとの見解が共通に存在する。のれんの減損について、その測定等の議論の前に、その情報が持つ意味を整理すべきではないか。

のれんの減損の改善

(FASB 側の議論)

7. IASB スタッフから、取得前ヘッドルーム・アプローチ (PH アプローチ) を含む検討中のアプローチについて説明があり、その後、FASB のボード・メンバーから主に次の意見が聞かれた。
- (1) 簡素化と精緻化という、相反する目的のいずれを目的とするかという問題に戻る。FASB はステップ 2 を廃止する提案を行い、簡素化の方向に進んでいる。ステップ 2 と PH アプローチを組み合わせると計算を精緻化すること自体は可能かもしれないが、簡素化に向かう FASB の方向性とは逆である。また、取得したのれんをレポート・ユニット全体から分離して精緻に測定する方法を模索するよりは、個人的にはむしろ償却アプローチを検討の方が適切と考える。
 - (2) 実務的な観点から PH アプローチには問題がある。多大なコストが追加されるが、それに見合う便益がない。FASB が進もうとしている方向性と逆である。

(IASB 側の議論)

8. FASB 側の議論の後、IASB のボード・メンバーから主に次の意見が聞かれた。
- (1) PH アプローチによってコストが追加となるだろうが、スタッフの分析にもあるように⁴、コストの増加はそれほど大きくない可能性がある。取得前に企業に存在していたヘッドルームによってのれんの減損が隠されるという問題点に対処できるという大きい便益がある。
 - (2) 現行の減損テストの下でのれんの減損が隠されている可能性があるという問題に対処するために、コストが一定程度追加となったとしても、PH アプローチを継続して検討すべきである。
 - (3) 減損テストに係るコストの低減のみならず、買収に関する企業のアカウンタビリティを強化することが重要であると考え。そのためには、分離して識別する無形資産の制限や米国の減損テストへのコンバージェンスの検討とともに、PH アプローチを継続して検討すべきである。
 - (4) PH アプローチは、のれんを既存の資金生成単位 (CGU) に配分した場合にのみ有効であり、新たな取得を新規の CGU とするバイアスが働くのではないか。

⁴ IASB スタッフによるアジェンダ・ペーパー18Bにおいて、PHの計算は買収時の一回だけであることから、PHアプローチによるコストの増加がそれほど大きいとは考えていないと記載されている。

- (5) のれんを既存のCGUに配分すると、将来ののれんの減損を隠す結果となることから、既存のCGUに配分しようとするバイアスが存在する。PHアプローチはこの問題に対処している。新規のCGUに配分すれば、将来ののれんの減損を隠すものはないから、PHアプローチが新たな取得を新規のCGUとするバイアスがあったとしても問題にならない。
- (6) スタッフの提案は、取得当初に計算したPHについて事後の再計算は行わないというものであるが、事後に再計算しないと意味のある減損損失の金額を算定できないし、事後に再計算すると多大なコストの追加になる。
- (7) PHアプローチによりコストが追加となるかもしれないが、減損の兆候がある場合に限って減損テストを行うように見直すことでコストの低減が可能かもしれない。
- (8) IASBとFASBが減損テストの改善に関して、精緻化と簡素化という異なる方向性に進んでいるとのコメントがあったことに関連して、IFRSの減損の目的が回収可能な金額を算定することにあるのに対して、米国会計基準の減損の目的が帳簿価額を改訂して公正価値を新たな帳簿価額にすることにあるという、目的の相違があることにも留意が必要ではないか。
- (9) PHアプローチのコストがそれほど大きくない可能性がある点について、さらに検討すると、より多くの賛同が得られるのではないか。
- (10) PHアプローチの便益が大きいかどうかを検討するために、のれんの減損がどの程度遅れているかについて調査すべきではないか。
- (11) PHアプローチが捉えようとしている要素の一部は、現行の米国会計基準におけるのれんの減損テストのステップ2と同じである。
- (12) 米国会計基準ののれんの減損テストにおいてはステップ2の前にステップ1があり、PHアプローチとは異なる。

ディスカッション・ポイント

2016年6月開催のIASB及びFASBの共同ボード会議におけるのれん及び減損に関する議論について、ご質問等があればいただきたい。

以上

(別紙)

IASB 及び FASB の共同ボード会議のアジェンダ・ペーパーの概要

本「別紙」の目的

1. 以下では、2016年6月20日に開催されたIASB及びFASBの共同ボード会議のためのアジェンダ・ペーパーの背景と概要を説明している。

背 景

(のれん及び減損に関するIASBにおけるこれまでの議論)

2. IASBは、IFRS第3号「企業結合」の適用後レビュー(PIR)を受け、2015年2月のボード会議において、「減損テストの改善」、「のれんの事後の会計処理」及び「企業結合で取得された無形資産の識別と測定」の3項目をリサーチ・プログラムのアジェンダに加えた。
3. IASBは、その後、2015年9月、10月、11月、2016年2月、3月、4月、5月のボード会議において、本論点の進め方について議論を行っている。のれんの償却の議論については、FASBと一緒に進めることとされた。

(のれん及び減損に関するFASBにおけるこれまでの議論)

4. FASBにおいては、非公開企業の会計処理のあり方を検討する非公開会社協議会(PCC)からの提言を受け、2014年1月に非公開企業におけるのれんの会計処理について改正した(10年にわたり償却することを選択肢として認めた)。
5. その後、2014年初旬以降、公開企業における同様の論点について検討が行われてきたが、2015年10月のボード会議において、プロジェクトを次のように段階的に進めることを暫定的に決定した。
 - (1) 第1フェーズ: レポーティング・ユニットの帳簿価額がその公正価値を超える場合に仮想上の取得価格の配分(hypothetical purchase price allocation)の実施を求める要求事項(現行の米国会計基準におけるのれんの減損テストのステップ2)を削除することによって、減損テストを簡素化する。FASBは、2016年5月にASU案「無形資産—のれんその他(Topic 350): のれんの減損に係る会計処理の簡素化」を公表している。なお、企業にステップ2を実施するオプションは認められていない。
 - (2) 第2フェーズ: のれんの事後の会計処理に関する追加的な懸念を解決するため

に、IASB と協働することを計画している。

IASB 及び FASB の共同ボード会議の目的（アジェンダ・ペーパー18）

9. 2016年6月開催の共同ボード会議は、次の2点に関するIASB及びFASB共同の教育セッションである。

- (1) IASB 及び FASB のスタッフが、それぞれのプロジェクトについて、前回の共同ボード会議⁵（2015年9月）後の状況を報告する。
- (2) ボード・メンバーが議論を行い、スタッフが提示したプロジェクトのアプローチ及びプロジェクトのサマリーについてフィードバックを提供する。

10. 同会議のアジェンダ・ペーパーは、次の構成となっている。

- (1) IASB アジェンダ・ペーパー18A（IASB スタッフによる、企業結合におけるのれん及びその他の無形資産についての状況報告）
- (2) IASB アジェンダ・ペーパー18B（IASB スタッフによる、減損の要求事項の改善についての状況報告）
- (3) FASB メモ5（FASB スタッフによる、企業結合における識別可能無形資産についての状況報告）
- (4) FASB メモ9（FASB スタッフによる、のれんの会計処理についての状況報告）
- (5) FASB メモ7（FASB スタッフによる、のれんの減損についての状況報告）

IASB スタッフによる状況報告の概要

（アジェンダ・ペーパー18A：企業結合におけるのれん及びその他の無形資産）

11. のれんの事後の会計処理について、これまで次の3つのアプローチを議論してきた。

- (1) 償却及び減損アプローチ
- (2) 直接即時償却アプローチ
- (3) 減損のみアプローチ

12. 償却及び減損アプローチは、のれんをその見込まれる期間にわたって償却しつつ、減損テストも行うアプローチである。IASB スタッフは、このモデルにおいては、次のサブ論点についても対処する必要があるとしている。

- (1) のれんの耐用年数の決定方法

⁵ 2015年9月の共同ボード会議では、IASB 及び FASB は、今後数ヶ月間において引き続きお互いの作業をモニターし、どのように進めるかについて決定するものと決定されている（AP18 第6項）。

- (2) 耐用年数に上限を設けるべきか。
 - (3) 償却方法の決定方法
 - (4) 償却方法及び耐用年数を毎年見直すことを要求すべきか。
 - (5) その他の無形資産について、耐用年数が確定できないものがあり得るか、又は、すべての無形資産は償却すべきか。
 - (6) 資金生成単位に複数の取得から生じたのれんが含まれている場合、減損をのれんの償却単位に配分する方法
 - (7) 処分又は組織変更において、のれんの償却単位にのれんを配分する方法
13. また、企業結合におけるその他の無形資産については、いくつかの無形資産をのれんに含めることや、表示及び開示に関する利用者の懸念への対応など、5つのアプローチを議論してきた。
14. IASB スタッフは、のれん及びその他の無形資産について IFRS 第3号に大きい変更を加えるには強い論拠が必要であると考えている。
- (1) 特にのれんを償却すべきか否かについて、関係者は相反する強い見解を有してきた。IFRS 第3号「企業結合」の適用後レビューからは、こうした見解の相違が収斂してきたという証拠、新たな概念的な論拠、のれんが投資家に有用な情報を提供するとの証拠は得られていない。のれんの残高の推移等に関する定量的なデータからも、のれん残高が過剰に増加しているとの証拠は見られない⁶。
 - (2) 無形資産をのれんに含めるとすると、のれんの残高は増加し、ひいては、のれんの過大表示、非償却及びのれんの減損の厳格さの欠如への懸念は増大するであろう。
15. IASB スタッフは、のれん及びその他の無形資産について、次のステップで進める

⁶ IASB スタッフは、2016年5月のIASBボードにおいて当委員会事務局及びEFRAG事務局が行ったのれん及び減損についての定量的なデータの報告から得られた主なポイントを、次の5点に整理している（AP18A第6項）。

- (a) のれん及びその他の無形資産の絶対額は、調査期間にわたって概ね増加していた。
- (b) のれん対純資産及び無形資産（のれんを含む）対純資産の比率は、調査期間にわたって概ねわずかに低下していた。
- (c) のれん対時価総額及び無形資産（のれんを含む）対時価総額の比率は、調査期間において大きく変動していた。これは、調査期間における株価の変動を反映している。ただし、2007年と2014年の比率は近い数字である。
- (d) 減損（及び日本では償却）が現在の率で続けば、のれん残高がライトオフされるまで5年から72年かかるであろう。
- (e) 産業によって状況が大きく異なっている。

ことを提案している。

- (1) ステップ1：減損の要求事項の改善に注力する。
- (2) ステップ2：企業結合において取得される無形資産についてのガイダンスを改善する。
- (3) ステップ3：企業結合において取得されるのれん及びその他の重大な無形資産について提供される情報を改善する。

(アジェンダ・ペーパー18B：減損の要求事項の改善)

16. IASB スタッフは、のれん及び減損プロジェクトの減損フェーズについて、次のステップを進めることを提案している。

- (1) ステップ1：PHアプローチについて、さらに検討を行う。
- (2) ステップ2：減損の要求事項の改善について検討してきたアプローチについて、会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) からフィードバックを得る⁷。
- (3) ステップ3：開示の改善についてフィールド・テストと追加的アウトリーチを行う。

FASB スタッフによる状況報告の概要

(メモ5：企業結合における識別可能無形資産)

17. 企業結合における識別可能無形資産の会計処理について、これまで次の2つを議論してきた。

- (1) 見解A：事業に係る他の資産と独立して売却又はライセンスされることが可能なものを除き、無形資産をのれんから分離しない。
- (2) 見解B：現行どおり変更しない。

(メモ9：のれんの会計処理)

18. のれんの事後の測定について、これまで次の4つを議論してきた。

- (1) 見解A：現行どおり変更しない。
- (2) 見解B：償却
- (3) 見解C：直接一時償却
- (4) 見解D：減損テストにさらに変更を加える。

⁷ (事務局注) PHアプローチ等、減損の要求事項の改善に関するアプローチに関する議論は、2016年7月に開催予定のASAF会議の議題に含まれていないため、2016年9月以降のASAF会議において議題になるものと考えられる。

19. FASB スタッフは、見解 B「償却」について、のれんは償却すべきか否かという根本的な論点に加え、次のサブ論点が対処されるべきものとして存在するとしている。

(1) 耐用年数

- (i) 事実と状況に基づき選択
- (ii) 予め定められた年数、又は、上限
 - ✓ 10 年（非公開会社協議会（PCC）の選択肢）
 - ✓ 15 年（税務目的ののれんの耐用年数）
 - ✓ 20 年（1999 年公開草案）
 - ✓ 40 年（APB 意見書第 17 号）

(2) 認識パターン

- (i) 定額法
- (ii) 規則的かつ合理的（システマティックかつラショナル）

(3) レポート・ユニットの中ののれんの償却単位に減損を配分

- (i) 相応かつ合理的（リーズナブルかつラショナル）
- (ii) 比例的（プロラタ）

(4) 処分時にのれんを配分（処分される金額及び残存する金額の再配分）

- (i) 相応かつ合理的（リーズナブルかつラショナル）
- (ii) 現行（公正価値の比率）

(5) レポート・ユニットの組織変更（すなわち、レポート・ストラクチャーが組織変更されてレポート・ユニットが変更になった場合、のれんの償却単位をどのように配分するか）

- (i) 相応かつ合理的（リーズナブルかつラショナル）
- (ii) 現行（公正価値の比率）

（メモ 7：のれんの減損）

20. FASB スタッフは、FASB が 2016 年 5 月に公表した ASU 案「無形資産—のれんその他（Topic 350）：のれんの減損に係る会計処理の簡素化」の内容を説明している。

以 上